

議長（黒沢義久君） 次，20番小林英機君の発言を許します。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 20番小林英機でございます。発言通告に基づきまして一般質問を行います。では，質問に入ります。

市財政について。

1，健全な財政理念のチェックについて。

自治体の財政運営について，地方財政法は，「地方公共団体は，その財政の健全な運営に努め，いやしくも国の政策に反し，又は国の財政もしくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない」と定めております。ここで財政の健全な運営とは，具体的には収支の均衡，財政構造の弾力性，持続性，自主性などが確保されることを要請しております。自治体は，住民生活に不可欠な公共サービスを提供しているため，財政は常に健全に運営されていなければなりません。仮に，放漫な経営で，行政が行き詰まることがあれば，そのつけは最終的には住民が払うことになるからであります。

2，収支の均衡について。

収支の均衡は，実質収支比率で見ます。実質収支比率は，実質収支を標準財政規模で割って100を乗じたものであります。従来から経験的に3から5%が望ましいと言われております。平成16年度から平成20年度の実質収支比率がどのようになっているかお尋ねをいたします。また，すべての会計の収支決算をチェックする連結実質赤字比率についても，平成19年度と20年度が16.25%以内なのかどうかお尋ねをいたします。

3，財政構造の弾力性について。

経常収支比率を取り上げます。経常収支比率は，地方行政のエンゲル係数とも表現されているもので，当市のゆとり度を示すものであります。例えば，給料のように定期的に入ってくる収入から，食費やローン，光熱費などの経常経費にどれだけあっているかを見るものであります。経常収支比率は80%ですと，残りの20%を道路や学校建設に充てることができます。経常収支比率の目安として70から80%が適正，80%から90%は弾力性をやや欠く，90%から100%は弾力性を欠く，そして100%以上は硬直化で，新たな投資的経費がないと言われております。臨時補てん債及び臨時財政対策債を除いた経常収支比率と，そうでない経常収支比率について，平成16年から平成20年度までの経常収支比率がどうなっているのかお尋ねをいたします。また，平成21年度の予測値についてもお尋ねをいたします。

4，持続性の確保について。

1，地方債残高等についてお尋ねいたします。平成20年度の地方債の残高はどのくらいなのか。一般会計及び特別会計でそれぞれどのくらいなのか。また，債務負担行為を含めた債務残高は幾らくらいなのかお尋ねをいたします。

次に，市民1人当たりの借金はどのくらいなのかお尋ねをいたします。

次に，実質公債費比率についてお尋ねをいたします。一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であります。実質公債費は地方交付税で補てんされない

元利償還金の公債費であります。そして、借金返済の負担を見るものであります。また、分子から都市計画税は特定財源として控除されておりますので、健全化判断比率で求められる実質公債費率は、都市計画税を課している自治体では低目になります。実質公債費率の基準値は18%を超えると「一般的許可団体」となります。公債費負担適正化計画の策定が義務づけられます。そして25%を超えますと、単独事業債の起債が制限され、35%を超えると災害復旧事業を除く一般公共事業債が制限されます。平成19年度から平成20年度は何%なのかお尋ねをいたします。

3、将来負担比率について。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を言います。これは、外郭団体を含めて発生する負担を見るものであります。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債とは、自治体が支払い義務を負う借金の残高と、今後が発生する負債の額から返済可能基金を差し引いた額のことです。イエローカードの基準値は、市区町村では350%、都道府県、政令市では400%とされております。本市の平成19年度及び20年度の将来負担比率は、どのくらいかお尋ねをいたします。

次に、貯金がどれだけあるかについて質問をいたします。

自治体の貯金のことを積立金と言います。積立金には財政調整基金、減債基金、特定目的基金の3種類があります。財政調整基金は、財政運営上、実質単年度収支を黒字にするため、この基金が活用されるやりくりのための貯金であります。家庭でいうと普通預金です。地方財政法第7条では、決算上、剰余金を生じたときには、当該剰余金の2分の1を下らない額を翌々年度末までに積み立てるか、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還に当たることが規定されております。減債基金は、地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられた基金であり、特定目的基金は、前の2つの基金以外のある特定の目的のために作られている基金であります。

3つの基金は、平成20年度末現在高及び平成21年度現在高見込みはどのくらいなのか、お尋ねをいたします。また、平成16年度から平成20年度の各年度の財政調整基金取り崩しの動向はどのような状態にあるかお尋ねをいたします。また、財政ピーク時の財政調整基金の現在高はどのくらいなのかお尋ねをいたします。最後に、平成20年度及び平成21年度の市民1人当たりの貯金の額は幾らになるのかお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 市財政についてのご質問に順次お答えをいたします。

1点目の平成16年度から20年度の実質収支比率につきましては、16年度3.3%、17年度3.8%、18年度3.8%、19年度4.5%、20年度3.0%となっております。

2点目の19年度と20年度の連結実質赤字比率につきましては、平成19年度及び20年度いずれにおいても該当はございません。

3点目、4点目の減税補てん債及び臨時財政対策債を除いた経常収支比率と、そうでない経常収支比率につきましては、除いた場合は、16年度103.1%、17年度99.5%、18年度99.3%、19年度99.5%、20年度95.8%となっております。また、減税補てん債、臨時財政対策債を含んだ場合には、16年度94.8%、17年度93.4%、18年度93.9%、19年度94.8%、そして20年度は91.3%となっております。

5点目の平成21年度の経常収支比率の予測値についてでございます。まだ決算額が確定しておりませんので、予算において人件費及び公債費が減額となるものの、医療扶助費の拡充や高齢者人口の増により繰出金の増額が見込まれることから、ほぼ平成20年度並みの比率になるものと受けとめております。

6点目及び7点目の平成20年度の一般会計及び特別会計の地方債残高につきましては、一般会計は268億6,391万8,000円でございます。特別会計では190億9,764万7,000円、合計しますと459億6,156万5,000円となっております。

8点目の債務負担行為を含めた債務残高につきましては、一般会計が債務負担額については、19億5,242万6,000円、特別会計は2億6,556万7,000円、合計で22億1,799万3,000円の債務負担行為額となっております。市債と債務負担を合計しますと、一般会計においては288億1,634万4,000円、特別会計は193億6,321万4,000円、合計しまして481億7,955万8,000円となっております。

9点目の市民1人当たりの借金についてでございますけれども、平成20年度末の地方債残高で見た場合、一般会計は46万5,000円、特別会計は33万1,000円、合計しまして79万6,000円となっております。なお、債務残高まで含めた場合の市民1人当たりの借金額につきましては、一般会計においては49万9,000円、特別会計33万5,000円、合計83万4,000円となっております。

10点目の平成19年度と20年度の実質公債費比率につきましては、平成19年度が14.2%、20年度が13.7%でございます。

11点目の19年度と20年度の将来負担比率につきましては、19年度が91.7%、20年度が78.6%となっております。

12点目の、20年度末の財政調整基金、減債基金、特定目的基金の現在高及び21年度現在高の見込みについてでございますけれども、まず、20年度末の現在高につきましては、財政調整基金が29億6,062万円、減債基金は20億3,406万6,000円、特定目的基金は37億1,178万6,000円となっております。合計しますと87億647万2,000円でございます。

次に、21年度現在高の見込みについてでございますけれども、財政調整基金が32億321万9,000円、減債基金が22億2,133万8,000円、特定目的基金が42億3,773万8,000円、合計96億6,229万5,000円と見込んでおります。

13点目及び14点目の16年度から20年度の各年度の財政調整基金の取り崩しの動向及びピーク時の財政調整基金の現在高についてでございますが、まず、16年度から20年度までの

各年度の財政調整基金の取り崩しにつきましては、16年度9億4,988万3,000円、17年度2億7,580万4,000円、18年度2億8,035万9,000円、19年度3億円、20年度は基金取り崩しはございません。

次に、ピーク時の財政調整基金の現在高につきましては、平成21年度末がピークとなりました、32億321万9,000円と見込んでおります。

最後の15点目の平成20年度及び21年度の市民1人当たりの貯金の額についてでございますが、20年度が1人当たり15万円、21年度が1人当たり17万円となっております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） ご答弁ありがとうございました。2回目の質問に入ります。

まず、実質収支比率について。平成16年度から平成20年度実質収支比率は3.3%から4.5%の範囲を推移しており、3%から5%の範囲なので健全であります。しかし、単年度収支と実質単年度収支を合わせて確認をしておきたいと思えます。なぜなら、単年度収支は、この1年で黒字をどれだけ増やしたかを見るものであるのに対し、実質単年度収支は、黒字にするために財政調整基金を取り崩したり、積み立てたり、借金の繰り上げ償還といったやりくりをするからであります。

平成16年度から平成20年度の決算状況を見ますと、平成16年度は単年度収支は2億6,679万9,000円の赤字で、実質単年度収支も7億7,888万2,000円の赤字となっております。これは積立金が4億3,780万円なのに対し、9億4,988万3,000円の積立金を取り崩したからであります。平成20年度は、単年度収支は2億3,565万6,000円の赤字ですが、実質単年度収支は4億2,113万9,000円の黒字となっております。これは、積立金5億3,024万6,000円と繰上償還金1億2,654万8,000円あるのに対し、積立金取り崩し額がゼロだったからであります。赤字を避けるための具体的なやり方については、平成16年度より平成20年度のほうが借金は早目に返したり、積立金を積み立てることで将来の負担を減らす努力をしていると思えますが、ご所見をお願いいたします。

2、経常収支比率について。地方財政白書について、総務省は平成22年3月2日、都道府県と市町村の2008年度普通会計決算をまとめた地方財政白書を発表いたしました。経常収支比率は、都道府県は0.8ポイント減の93.9%、市町村は0.2ポイント減の91.8%でした。低下はしたものの、依然として高水準だったと指摘をしております。本市は91.7%で、ほぼ全国平均に近いのですが、依然として高水準であることは間違いありません。赤字地方債を除いた数値を基準にして、各経費の経常経費充当一般財源の額を見ながら、経常経費の適正な管理をすべきであります。

次に、経常経費を経費別で見ますと、まず、扶助費についてですけれども、平成16年度の経常収支比率は3.2%から平成20年度の5.1%と増加を続けております。少子・高齢化や所得格差の拡大で、扶助費の増加は避けられない状況にあります。今後は高齢化とともに給付世帯が増

えているため、財政運営は厳しくなり、この経費の一層の節減が求められることになるだろうと思います。

人件費について。平成16年度の36.7%から平成20年度の33.5%と経常収支比率は年々減っております。平成22年度は、議員が26人から22人となるので、さらに減ると思います。しかし、問題は職員の数であります。市民の中には、行政サービスも大事ですが、それにしても職員数は多過ぎると言う人がおります。そこで職員適正化管理計画を決める人はどのような人がなっているのか。人口1,000人当たりの職員数は、近隣市町村の状況を踏まえて検討すべきではないかと思いますが、ご所見をお願いいたします。

次、物件費について。経常収支比率は、平成16年度の18.3%から年々減り、平成20年度は13.8%となっております。指定管理者数が増えたにもかかわらず、減っていることは評価すべきことかと思えます。

次に、補助費等について。経常収支比率は、平成18年度が4.1%で、平成19年度、20年度が3.8%となっております。ここで各町内会に関する補助金ではありますが、町内に活力を与えるという観点からは有意義ではありますが、町内会の自主性、自立性という観点からは疑問だと言う人がおります。平成23年度以降のご所見をお願いいたします。

次に、繰出金について。経常収支比率は、平成17年度の8.8%から平成20年度まで年々増加し、11%台となっております。上下水道等、受益者負担の適正化を図ることで、自主性、つまり自主財源を確保することになり、経常収支比率改善になると思いますが、ご所見をお願いいたします。

次に、持続性の確保について。地方債残高と実質公債費率、将来負担比率等については理解をいたしました。貯金の現在高については、財政調整基金が平成16年度から平成19年度の24億3,000万円台から、平成20年度は29億6,000万円と増えており、減債基金の平成20年度は最高の18億9,406万6,000円であり、特定目的基金も過去最高の37億1,178万6,000円あります。健全な財政であると思えます。

以上で第2回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 市財政についての2回目のご質問にお答えします。

その前に、先ほど私、答弁誤りがございました。1カ所訂正をさせていただきたいと存じます。先ほど、減税補てん債、臨時財政対策債を含めた平成20年度の経常収支比率を91.3%と申し上げましたが、91.7%におわびして訂正をさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、再度のご質問にお答えを申し上げます。

まず、平成16年度に対して20年度の将来負担を減らす努力についてでございますけれども、16年度につきましては、ご案内のとおり3町村2一部事務組合を編入した年でございまして、単年度収支、実質単年度収支は、常陸太田市の決算と編入しました5団体の打ち切り決算を合算

したものでございます。この年につきましては、合併前の事業整理や三位一体の改革による地方交付税の削減などによりまして、6団体合計で9億5,000万円の財政調整基金取り崩しを行ってきたところでございます。

一方、20年度決算でございますが、歳入面において市税や地方交付税が増額となったこと、定員適正化計画や起債の抑制、事務事業の見直しなどによりまして、人件費、公債費、物件費など歳出が減額となったことから、将来の財政負担に備え、財政調整基金に5億3,000万円の積み立てを行ったものでございます。

次に、職員適正化管理計画についてでございます。職員管理適正化計画につきましては、こうした市の重要な計画等の決定につきましては、市長、副市長、教育長、各部長等を構成員とする庁議において決定をしております。計画の策定に当たっては、前回の計画状況や人口、面積、今後の事業展開、他市町村の状況等、さまざまな角度から検討してまいります。なお、この計画の実施状況につきましては、行政改革大綱実施計画に毎年登載をいたしまして、市民の方の代表で構成します行政改革懇談会において、計画内容及び進捗状況等についてご意見等をいただいているところでございます。

次に、経常収支比率についての中の補助費等についてでございます。町会活動支援交付金につきましては、今年度、今後の地域コミュニティの仕組み作りを市民の皆様とともに検討する組織を立ち上げておりまして、この中で一定の方向性が出るまでの間は継続してまいりたいと考えております。

次に、繰出金の経常収支比率についてでございます。特別会計、企業会計の繰り出しや補充につきましては、国民健康保険、下水道3事業、上水道事業などに対して行っておりまして、これらへの補てんは、適正な受益者負担を行っても、なお収支の均衡がとれない額について一般会計が負担しているものでございます。本市の場合、高齢者人口が多いこと、1人当たりの医療費が高額であること、家屋が点在していて、投資額に対して収益が見込めないことなどから、議員ご発言のとおり、特別会計に対する負担が高くなってございます。特別会計の歳出見直しにより、経常収支比率の抑制を図ってまいれる所存ではございますけれども、受益者負担の見直しにつきましては、近隣市町村との均衡などを図りながら十分検討させていただきたいと存じます。

以上です。

議長（黒沢義久君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） ご答弁ありがとうございました。第3回の質問に入ります。2点ほど質問をいたします。

第1点ですが、平成22年度の予算において事業仕分けをされたと思いますが、経常収支比率の改善についてどのような考慮がなされたか、ご所見をお伺いいたします。

2つとして、今後の財政健全化の取り組みについて質問をいたします。平成20年度から健全化判断比率が基準値をクリアしていれば健全とみなされますので、実際の財政運営は経済指標をにらみながら行われるものと思います。財政健全化を促す工夫が必要であります。健全化判断比

率は、自治体共通の仕様であるため、相対的な健全化であって、個別事情は反映されません。経済環境が厳しい中で、公共サービスを持続的により有効に提供していくためには、健全化判断比率をクリアすることに加えて、自治体独自に健全化の指標を定めたり、行政サービスの質の改善を促すような取り組みも必要でございます。

多治見市では、総合計画と行政改革大綱で財務のルールを定めることが明記されることを受けて、議会は、平成19年度に多治見市健全な財政に関する条例を制定しました。この条例は、その目的に、財政運営の指針と基本的な原則を定め、市民自治に基づく健全な財政を確保することを述べております。また、財政運営の原則として、財政状況の共有と市債及び負債の原則を挙げ、計画的な財政運営のために4つの財政判断指標を定めております。1つは、負債の逡減及び償還能力に対する信用の確保等の財政判断指標として償還可能年数、2つは、経費の硬直化解消として経費硬直率、3つは、財源の確保のための財政調整基金充足率を、4つは資金の安定性の向上として経常収支比率を財政判断指標としております。そして、基準値は市長が決めて結果を議会に報告し、公表することになっております。多治見市の独自の財政健全化の取り組みについて、市長のご所見をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長(大久保太一君) 多治見市の財政健全化条例に関する所見はということでございますが、財政健全化法による判断比率につきましては、一般会計だけでなく特別会計や一部事務組合、第3セクターなどへの負担も含めたものでありまして、他団体との比較も可能な指標でありますことから、当面、こちらの比率について議会、市民に公表させていただくことといたしまして、多治見市の健全な財政に関する条例のような独自の財政指標の作成につきましては、検討課題とさせていただきます。

議長（黒沢義久君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 平成22年度経常収支比率の改善についてでございます。

20年度の比率は91.7%と前年度に比べて3.1ポイントの減となりました。21年度においても同程度の率にとどめられるものと見込んでおります。22年度予算編成においては、定員適正化計画による職員数の削減、光熱水費の削減、電算委託業務の見直し、指定管理料の削減、システム、事務機器の再リース対応、新たに発行する市債の抑制など、経常経費の抑制に努めたところでございます。

以上です。